# 生活保護制度の意義・目的と ケースワーカーとしての心構え

実施日: 年 月 日

# 目次

	内容	頁
はじめに	本研修の獲得目標を確認する	2
	ワークを行う上での留意点	3
本編	I. 生活保護制度の意義・目的	4
	1. 生活保護制度の目的と「4つの原理」	
	◆ワーク① 「貧困」のイメージ/「生活保護」はなぜ必要?	
	2. 「貧困」を理解するための考え方	
	3. 「貧困」の状態にある人の理解	
	◆ワーク② 「自立」について	
	4. 「3つの自立」の考え方	
	Ⅱ. ケースワーカーとしての心構え	19
	1. ケースワーカーの位置づけと役割	
	2. 業務に携わる上で求められる「心構え」	
	◆ワーク③ 生活保護制度における過去に生じた事案からの学び	
	◆ワーク④ 業務を適切に行うために	
	3. 組織的対応の重要性	
	4. 講師からのメッセージ「仕事のやりがい」	
おわりに	まとめ	38
	獲得目標の確認と振り返り	40
	出典・参考図書・文献	41

✓生活保護制度の意義・目的を理解し、 ケースワーカーとして仕事に取り組む上 での心構えを理解する



日々の仕事を振り返りつつ、明日からの仕事に活かせるよう 学びを深めていきましょう

## ワークを行う上での留意点

本教材は、受講者のみなさん同士で意見交換をする「ワーク」を取り入れています。 ワークを意義ある時間にするために、以下のルールを守りましょう。

### 批判しない

- 「思ったこと」を率直に、自由に話し合う上で大切なルールです。
- ネガティブな意見や、「理解できない…」と感じる意見が出てきたとしても、 それを頭ごなしに否定はせず、まずはその意見をそのまま受け止めましょう。



## みんなの意見を聞く

限られた研修時間を有効に活用するために、参加している人全員が発言の機会を持てるようにしましょう。



# 聞いたこと、話したことはこの場限りで

- 安心して話せる場を作るために大切なルールです。
- 誰かに共有したいと感じたよい話があれば、共有してもよいかどうか、 講師や本人に相談しましょう。



皆さんの仕事においても、重要な視点ですね。



# I. 生活保護制度の意義・目的



「生活保護」は、誰に対して、何のために、何を行うものなのか… 制度の意義・目的について、法的根拠などを確認しながら学びます。

- I. 生活保護制度の意義・目的
- 1. 生活保護制度の目的と「4つの原理」

生活保護制度は、日本国憲法第25条に規定される生存権を具現化したものです。

日本国憲法(昭和二十一年憲法)第25条

第1項 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第2項国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

## 生活保護制度の目的

# 生活保護法第1条

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮する<u>すべての国民</u>に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その<u>最低限度の生活</u>を保障するとともに、その<u>自立を助長</u>することを目的とする。

#### 生活保護の「4つの原理」

生活保護は、法第1条~第4条に規定される4つの原理(法のゆるぎない考え方)に基づき実施します。

#### 第1条 国家責任による最低生活保障の原理

この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度 に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

→ この法律の目的は、国家の責任で国民に対して行う、①最低限度の生活保障と、②自立の助長です。

#### 第2条 無差別平等の原理

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護(以下「保護」という。)を、無差別平等に受けることができる。

**→ 保護の適用は困窮に至った経緯は問われません。全ての国民には無差別平等に「保護請求権」が認められています。** 

#### 第3条 最低生活保障の原理

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

**→ 「最低生活」とは、憲法第25条に規定される「健康で文化的な生活水準」が維持されるものでなければなりません。** 

#### 第4条 保護の補足性の原理

- 1 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。
- 2 民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。
- 3 前二項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。
- → 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために 活用することを要件として行われます。



受講者同士で、自由に意見交換しましょう

# 「貧困」のイメージ 「生活保護」はなぜ必要?

- I. 生活保護制度の意義・目的
- 2.「貧困」を理解するための考え方

貧困とは、一般的に「**個人または家族が、衣食住をはじめとする生活に必要な最低限のものを欠く状態**」をいいます。

また、貧困の考え方には以下の2つがあります。

見えやすい

# 絶対的貧困

住むところ、食べるものなど生きていく ために必要なものが得られない状態

見えづらい

# 相対的貧困

経済的困窮などにより、特定の国・地域において、一般の人が実現できる様々なことができない状態

#### 貧困により生じる問題

- ・人と人、人と社会のつながりの希薄化、喪失
- ・「貧困の連鎖」(世代間継承=再生産)

生活保護の動向(被保護人員、保護率、被保護世帯数)は、社会・経済情勢の変化や雇用形態の変化等により左右されます。

## 社会・経済情勢

#### 主な要因

- 少子高齢化と世帯人員の減少
- バブル崩壊
- 世界金融危機(リーマンショック)
- 新型コロナウイルスによる企業活動の停滞
- 物価高
- 実質賃金の低下 等

#### 社会情勢に限らず

家族から暴力を受けた… ハラスメントで心を病み退職した… 事件や事故に巻き込まれた… 病気やケガをした… 等

#### 雇用形態

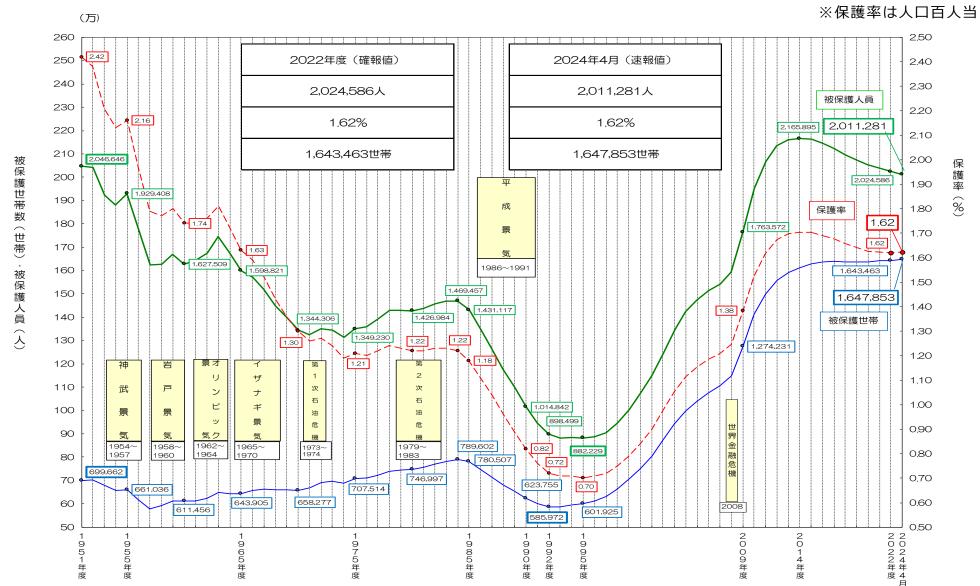
#### 主な要因

• 雇用形態の多様化(非正規雇用の増加) 等

これらは個人の努力だけではどうにもならないことが多い 誰にでも貧困に陥る可能性はあるという意識をもつことが必要

## 参考:被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

- ・ 直近の生活保護受給者数は約201万人。2015(平成27)年3月をピークに減少に転じ、以降減少が続いている。
- ・ 直近の生活保護受給世帯数は約165万世帯。コロナ禍前の2019年度の同月と比較すると約1.4万世帯増加している。



資料:被保護者調査(月次調査)(厚生労働省)(2011年度以前の数値は福祉行政報告例)

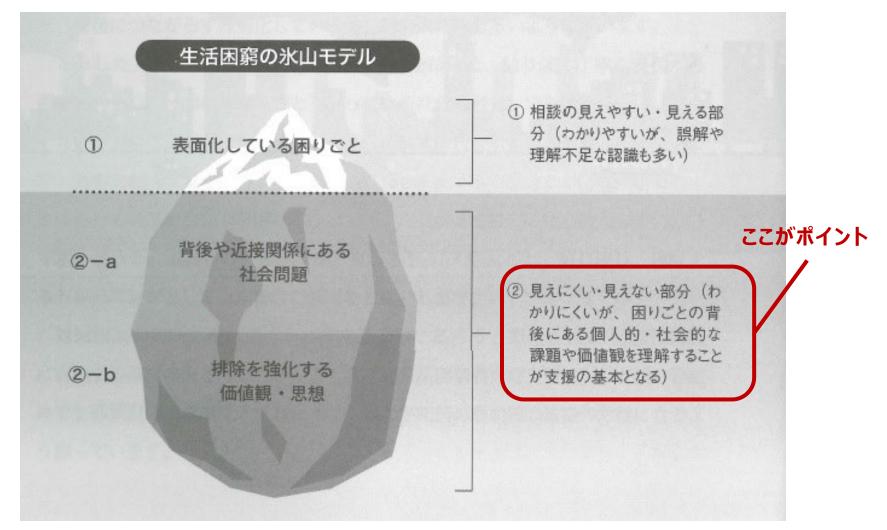
- I. 生活保護制度の意義・目的
- 3. 「貧困」の状態にある人の理解

## 貧困によって、人はどのような状態となりうるか?

- ・ 自己肯定感や自尊感情が低下している場合も少なくない
- 「困った時には相談してくださいね」と言っても、なかなか 相談につながらない
- ・ 必要なサービス・支援に**自らアクセスすることができない**ことも多い等

- 「相談する」ことの手前に、様々な葛藤がある
- かけがえのない1人の人として尊重する姿勢や、本人との間に 同じ1人の人として対等な関係性を保つことが重要
  - ➡「尊厳」の確保、信頼関係の構築

下図は「生活困窮の氷山モデル」といわれるものです。目の前にいる相談者・要保護者の言葉や行動を通じて、その人がおかれている状況や背景に目を向けられるよう、身につけておきたい考え方です。



12



「貧困に対する支援における国や自治体の責任」について、社会福祉士の養成テキストでは、 以下のように紹介されています。ぜひ確認しておきましょう。

貧困に対する支援が国家によって組織的に行われるには、次の理由がある。

一つは、貧困に対する認識である。貧困には、個人の怠惰や能力の低さなど個人的問題に帰するとする考え方、あるいは経済環境や雇用状況など個人の努力では回避できない社会問題から生じる社会的原因に帰する考え方がある。そこで貧困が個人的問題を超えて、あるいは一見個人的問題として捉えられる事象についても社会問題が直接的・間接的に起因しているとする社会的原因について、国家が支援を行う必要があると認識されるようになった。このように、社会の進展に伴い貧困が個人的問題から社会的問題として客観的・科学的な実態把握やその方策が検討されるにつれ、国家の組織的なかかわりが強まることになる。

二つには、社会のなかで、貧困状態にある人が数多く出現する事態に対し社会不安や混乱を生じさせないために、社会安定の観点から、国家が社会統制を図る手段として国家の手により貧困に対する支援が行われる。大量の貧困者が発生する事態とは、自然災害、戦争、政治経済体制の変動期などがそれに当たる。この点、貧困問題が社会の諸変化(人口構造、世帯構造、産業構造、就業構造、地域構造、扶養意識など価値意識の変容、国際化の進展など)により構造的に生み出される現代においては、貧困救済を行う公的扶助は不可避の方策であり、国民生活の回復・維持・向上を図る社会保障・社会福祉制度の最後のセーフティネットとして位置づけられることになる。

三つには、人権意識の醸成と人権の確立である。人権とは、どのような状態にある人にとっても生まれながらに有している権利を指している。人々の権利は、財産を保有するなどの市民的権利、政治に参加するなどの政治的権利、社会サービスなどを受ける社会的権利の順で段階的に獲得されてきた。社会保障・社会福祉に当たる社会的権利は人権を実体化したものであり、20世紀になってから成立している。このように人権意識の醸成と人権の確立によって貧困な状態に置かれている人々の救済が国家の責務として行われることになる。国家の手によって行われない場合、その異議申し立ての手段として暴動が起こったり、民間の手によって支援が行われることになる。

### 参考:厚生労働省ホームページにおける周知内容

厚生労働省のホームページにおいて、生活保護の申請は国民の権利であること、また生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるため、ためらわずご相談いただくよう周知しています。

(参考) 厚生労働省ホームページにおける国民への周知内容(生活保護を申請したい方へ)

# 生活保護を申請したい方へ

生活保護の申請は国民の権利です。 生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、 ためらわずにご相談ください。

- ⇒相談先はお住まいの自治体の福祉事務所までご連絡ください。
- ▼ 福祉事務所一覧 [.xlsx形式] [58KB] □



受講者同士で、自由に意見交換しましょう

# あなたは「自立」について どう考えますか?

- I. 生活保護制度の意義・目的
- 4. 「3つの自立」の考え方

#### (1) 生活保護における「自立」

- 平成16(2004)年12月、生活保護における「3つの自立」の考え方が明らかにされました。\*1
- 平成17(2005)年度からは、「経済的な給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に 転換するため」、「自立支援プログラム」が導入\*2されました。

\*1社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書 \*2(「平成17年度における自立支援プログラムの基本方針についてし:平成17年3月31日 社援発0331003号厚生労働省社会・援護局長通知)

#### (2) 生活保護における「3つの自立」

「自分でなんでもやること」ではありません

日常生活自立 社会生活自立 社会生活自立 経済的自立

身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を 行うなど、日常生活における自立

社会的なつながりを回復・維持する社会生活における自立

#### 経済的な自立

※平成17年度当初は「就労による自立」とされていましたが、<u>今は就労以外の収入</u> (各種年金等)もあわせた「経済的な自立」という考え方になっています。

生活保護は「3つの自立」を並列に支援していく制度です。 また「自立支援」は本人主体で行われます(法第27条の2が根拠)。 「させる」という言葉を使わないのが支援の基本姿勢です。



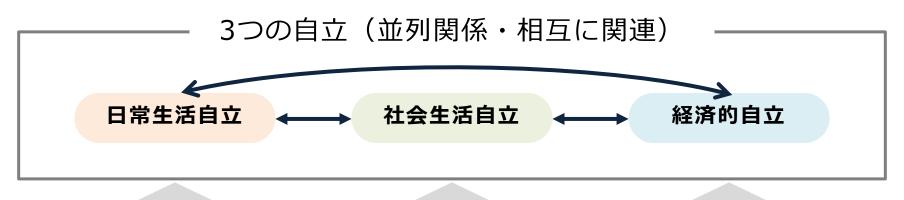
出典:新保美香「ケースワーカーのための対人援助技術」『令和6年度 生活保護担当ケースワーカー全国研修会資料』

厚生労働省社会・援護局保護課,p6をもとに作成

#### (3)「3つの自立」の前提となる「自己決定・自己選択」

本人の「自立」は、本人の意向や希望に基づくことが前提です。

支援において大切なのは「**被保護者自身が将来に向けた希望をもち、それを伝えられるようになる」ための過程を支えていく**ことにあります。



# 自己決定・自己選択ができること



#### そのためにCWは…

- ・本人を、**かけがえのない1人の人として尊重する姿勢**をもつ
- ・本人の**立場や心情をよく理解**し、**良き相談相手**となる



# 自己決定・自己選択を支えるために・・・基本的人権と個人の尊厳

- 日本国憲法も、近代以降に確立・定着してきた基本的人権の考え方を受け継いでいます。
  - \*第11条(基本的人権) 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的 人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。
- すべての個人が<u>「かけがえのない存在」として尊重されなければならない</u>という考え方が、基本的 人権の根底にあります(p.17の根拠)。

# 意識しておきたい条文(日本国憲法)

#### (個人の尊厳、生命・自由・幸福追求の権利の尊重)

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

#### (法の下の平等)

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人権、心情、性別、社会的身分又は門地により、 政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

> あらゆる「自由な選択」の結果、貧困状態になることもあります。 「保護の適用は困窮に至った経緯は問われない」無差別平等の原理が、 大切なポイントになってきます。



# Ⅱ. ケースワーカーとしての心構え



生活保護制度の目的を達成するためにケースワーカーが担う役割と、 役割を果たす上で求められる心構えについて、 事例も用いながら学びます。

- Ⅱ. ケースワーカーとしての心構え
- 1. ケースワーカーの位置づけと役割

#### ケースワーカーの位置づけ

ケースワーカーは、社会福祉法第15条に「現業を行う所員」として位置付けられています。

- 第十五条 福祉に関する事務所には、長及び少なくとも次の所員を置かなければならない。 ただし、所の長が、その職務の遂行に支障がない場合において、自ら現業事務の指導監督を 行うときは、第一号の所員を置くことを要しない。
  - 一 指導監督を行う所員
  - 二 現業を行う所員
  - 三 事務を行う所員

(中略)

4 現業を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、**援護、育成又は更生の措置を要する者等 の家庭を訪問し、又は訪問しないで、これらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、 保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務** をつかさどる。

(中略)

- 6 第一項第一号及び第二号の所員は、**社会福祉主事**\*でなければならない。
  - \*「社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、一定の要件を満たす者」(同法第19条)とされている。

#### ケースワーカーの位置づけ

地方自治法や地方公務員法に規定される、公務員としての基本的な姿勢や職責とも関連付けて考えることができます。

#### 地方自治法第一条の二

地方公共団体は、**住民の福祉の増進を図る**ことを基本として、地域における行政を**自主的かつ総合的に実施する役割**を広く担うものとする。

#### 地方公務員法第三十条 (服務の根本基準)

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

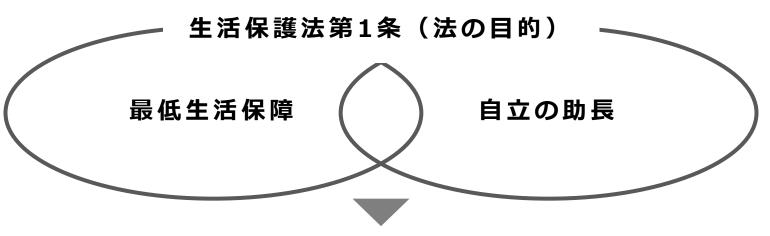
生活保護の仕事は、行政が担うべき「住民の福祉の増進」に直接的に貢献し、 「当たり前の幸福」を守る、非常に意義あるものだと言えますね。



#### ケースワーカーの役割

ケースワーカーの役割は、生活保護法の目的を達成するため、世帯の状況を踏まえた最低生活保障としての**保護費の支給**、世帯の課題を踏まえた**相談援助・自立支援**を、**不可分なものとして一体的に実施**していくことにあります。

# 憲法第25条に規定する「生存権」





個々の世帯状況の把握をふまえた 保護の決定実施と相談援助・自立支援



ケースワーカー

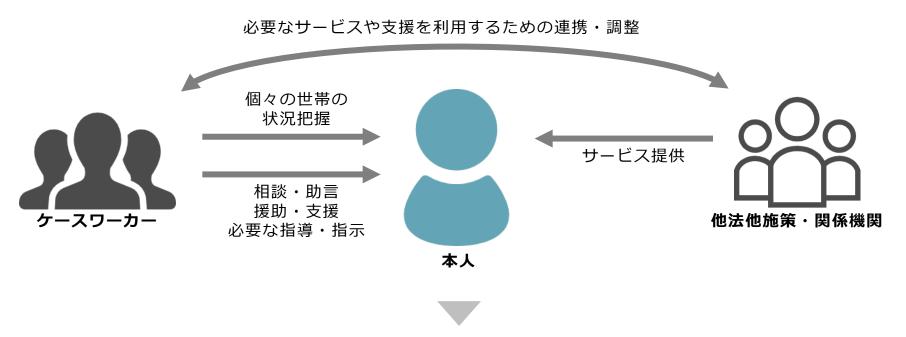
#### 「ケースワーク」とは?

ケースワークとは「保護の実施に必要な相談援助・支援」をいいます。

生活保護においては、保護の決定実施や相談援助の過程の中で、要保護者の自立に向け生活を支えていきます。

また要保護者が社会資源・人的資源を十分に活用できるよう、必要なサービスや支援(他法 他施策・関係機関)と連携・調整していくことも大切な役割です。

「保護の決定実施と相談援助・自立支援」を行うためには、**社会福祉の知識や援助技術が必要**です。



上記のケースワーカーの役割について理解しましょう

#### Ⅱ. ケースワーカーとしての心構え

# 2. 業務に携わる上で求められる「心構え」

ケースワーカーとして役割を果たしていくため、業務に携わる上での心構えを確認しましょう。(別冊問答集「生活保護問答集について」より)

- 1 常に生活保護法の理念に立ち返って考えること
- 2 被保護者に対しては、常に公平・公正であり、決定実施には統一性が確保されていること
- 3 要保護者の立場や心情を理解し、その良き相談相手であること
- 4 要保護者の個別的、具体的事情に着目し、決定実施は具体的妥当性を持つものとすること
- 5 被保護者に対しては常に説明と同意に努めること
- 6 本法の正しい理解と協力を得るため、啓発に努めること
- 7 常に保護の実施機関としての組織的な判断に基づき、業務を遂行すること

#### 1 常に生活保護法の理念に立ち返って考えること

保護の決定実施に当たっては、保護の実施要領や本問答集等の規定を参考とすべきことは当然のことであるが、生活保護制度は人の生活全般に関わる制度であり、そのすべてについて実施要領等で規定できるものではない。

したがって、判断に迷った場合には、「本法の基本理念は何か」という原点に立ち返って考える必要がある。

#### 2 被保護者に対しては、常に公平・公正であり、決定実施には統一性が確保されていること

生活保護法は、すべての国民に対し無差別平等に最低限度の生活を保障するものであり、保護の決定実施に当たっては、公平・公正な取扱いに努める必要がある。

そのために生活保護担当職員は、法律、保護の実施要領等を熟知し、これを遵守するとともに、被保護者の実情を客観的立場で把握したうえで、保護を決定実施するという基本的な態度を忘れてはならない。

#### 3 要保護者の立場や心情を理解し、その良き相談相手であること

要保護者が生活保護の申請に至るまでには、さまざまな生活課題に直面し、心身共に疲弊している場合が少なくない。また、要保護者には相談にのってくれる人がいないなど、社会的なきずなが希薄で、不安感、疎外感を持って生活している場合も多い。

したがって、ケースワーカーはそうした要保護者の立場や心情をよく理解し、懇切、丁寧に対応し、 積極的にその良き相談相手になるよう心がけなければならない。

#### 4 要保護者の個別的、具体的事情に着目し、決定実施は具体的妥当性を持つものとすること

要保護者に対する保護の決定実施に当たっては、要保護者それぞれのもつ様々な事情を十分に把握するとともに、それらの点に着目した実施要領の引用を行うなど、その個別性、具体性に即応した妥当な取扱いをしなければならない。

前述した行政の統一性を確保することと、この具体的妥当性を求めることとは、何ら矛盾するものではなく、この調和を図ることは保護の実施機関の大きな任務の一つである。

#### 5 被保護者に対しては常に説明と同意に努めること

保護の実施機関は、被保護者に対し、本制度の趣旨及び被保護者の権利、義務の内容について十分 説明し、正しい理解を得るように努めなくてはならない。

また、被保護者に対する保護の決定実施の内容や援助方針については、被保護者自身が理解できるような言葉や表現を用いて丁寧に説明し、理解と同意を得るよう努めなくてはならない。

生活保護制度は最低生活の保障とともに自立を助長することをも目的とした制度であるが、自立はあくまでも被保護者自身の力によって図られるものであることを忘れてはならない。

「生活保護のしおり」は、理解しやすいものになっていますか? (漢字にはふりがなを振る、フォントのサイズ、表現 等) 他の福祉事務所の「しおり」を収集して、参考にしてもよいかもしれません。



#### 6 本法の正しい理解と協力を得るため、啓発に努めること

生活保護制度の適切な運用は、保護の実施機関、関係機関、地域住民の相互の理解と地域社会の協力によって確保されるものである。そのため、保護の実施機関は関係機関、地域住民に対して、本制度の趣旨や、実施機関の役割とその限界、被保護者の権利、義務の内容等について十分説明し、協力が得られるよう啓発に努める必要がある。

このような日頃の取組があってこそ、保護の実施機関の行う決定実施の一つ一つが真に具体的妥当性をもって生きてくるものであり、本法実施に対する国民の信頼を高めることにもなるのである。

#### 7 常に保護の実施機関としての組織的な判断に基づき、業務を遂行すること

保護の決定実施に当たり、問題や疑義が生じた場合は、ケースワーカーの独断で処理することがあってはならない。ケース診断会議や査察指導員等との協議により、十分納得のいくまで検討し、その中から一つの結論が導かれなくてはならない。そして、一度保護の実施機関の判断として決定したものについては、ケースワーカーはそれに従い業務を遂行しなくてはならない。

ケースワーカーは、あくまで保護の実施機関の一員であることを自覚して業務の遂行に当たらなく てはならないものである。 ワーク③ 生活保護制度における過去に生じた事案からの学び

次に紹介する過去に生じた事案について、 日頃の業務を振り返りながら考えてみましょう。 日頃の業務を振り返り、これまでにこうした事案につながりかねない対応や事例がなかったか、「I.生活保護制度の意義・目的」も踏まえ、考えてみてください。

また、「相談者や生活保護を受給されている方の視点」でも考えてみてください。

#### A事案

知的障害のある妹と暮らす姉が、生活保護の相談で複数回福祉事務所の窓口に訪れたが、本人(姉)に「なるべく公的な扶助については頼りたくない」という気持ちもあり、保護の申請に至らなかった。その後、姉は病死し、残された妹は凍死したとみられている。 発見された際、電気やガスが止まっていた。

#### B事案

疾患を有する男性に対して、福祉事務所が就労可能と判断し就労するよう指導。

その後、本人から、無収入であるにも関わらず「自立する」旨の保護辞退届に基づき保護を 廃止。その後、男性はいわゆる孤独死。

その後の調査で、保護廃止後の生活の見通しが十分ではなかったことが明らかになった。

#### C事案

福祉事務所の職員が、生活保護受給者に対する不適切な表記があるジャンパーを製作し、複数の職員が着用し、訪問等の業務も行っていた。

#### D事案

生活保護受給者宅を訪問した介護ヘルパーが倒れている受給者を発見。

ヘルパーから連絡を受けた訪問診療医が死亡診断書を作成したのち、訪問診療所の職員が 担当ケースワーカーに受給者の死亡を連絡。

連絡を受けた担当ケースワーカーは、葬儀会社に遺体の引き取りを依頼することになったが、通常業務に忙殺され対応しなかった。期間の経過に伴い査察指導員や同僚職員に相談できなくなり、2か月程度放置。その後、福祉用具業者が自宅を訪問した際に遺体を発見した。

#### E事案

生活保護受給者から就労収入の届出があったにもかかわらず、担当ケースワーカーが必要な事務処理を怠り、複数年にわたって、本来、支給を停止すべき生活保護費を支払っていた。人事異動に伴い、担当ケースワーカーが上司に報告を行い、事案が発覚。

医療扶助を含め数百万円の過払いが発生した。

# ワーク④ 業務を適切に行うために

ここからは、業務の具体的な場面(架空の事例)を例に ケースワーカーとしての基本的な姿勢 「しなければならないこと」 「してはならないこと」を 学んでいきましょう。

相談対応の場面における3つの事例を紹介します。 まずは1人ずつ考えていただき、 その後周りの人と意見交換してください。 生活保護担当課の相談窓口に、高齢の女性Aさんが訪ねてきて、面談することになりました。

- | Aさん | 「歳のせいか体があちこち痛くて、半年前に仕事を辞めたんです。これまではパートと、少ない年金で何とか生活してきましたが、生活が苦しくなる一方なので、生活保護を受けられないかなと思って来ました」
- CW 「それは大変でしたね。ところで、ご家族の方はいらっしゃいますか?」
- Aさん 「えっ…、夫とは、ずいぶん前に離婚して…。娘は市内にいますが…」
- 「ならばお手数ですが、まずは娘さんを頼れないか相談してみて下さい。娘さんを頼れるなら、わざわざ生活保護を使わなくても、Aさんのためにそれが一番いいと思うんですよね。あと、働いていたなら多少は預貯金もあると思うのですが、申請の前に全て使い切っていただくことになりますね」
- Aさん
   「あの、娘とは……、そうですか。わかりました。今日は帰ります」

この対応について、どのように感じましたか?

保護受給中のBさんが窓口にやってきました。Bさんは40代後半で、早期の就労に向けて 就職活動をしていました。

- 「知人の伝手で、新しい仕事が見つかりました。未経験の仕事で肉体労働もあるらしく、治療中の腰痛は少し気になるのですが、すぐに慣れると聞いて、早速来月から働き始めたいと思っています。もう生活保護は必要ないので、『辞退届』を持ってきました」
- cw 「それはよかったですね!辞退届、確かに受け取りました。体に気を付け て頑張ってくださいね」
- Bさん 「ありがとうございます」
  - ~~ Bさんが帰った後 ~~
- CW 「Xさん(SV) 、求職中のBさんですが、仕事が決まったようで辞退届を 持ってこられました。廃止の手続きを進めていきますね」
- SV 「了解です。進めてください。」

#### この対応について、どのように感じましたか?

1か月前に保護開始となったCさん。生活状況は落ち着きCWともども安堵していましたが、開始時の調査結果で、市内の金融機関に300万円の定期預金口座があることがわかりました。Cさんからはこの件について、特に何も言われていません。ここからの事務処理のことを考えて、CWは気が重くなっています。

CW

(とりあえず後回しだ!)

(一度支払った保護費を『返してください』って本人に伝えるの、本当に気が重いなあ…。保護開始のタイミングでは、じっくり説明するような余裕もなかったし。そのあと『補足性の原理(法第4条)』のことをCさんに説明したけど、理解してもらえた自信もないし。というかこれ、意図的に隠しているんだとしたら…?いや、そんなの考えたくもないな…。)

この対応について、どのように感じましたか?

令和〇年〇月〇日

●● ■■ 様

○○市福祉事務所

○月○日にお願いしておりました8月分の収入申告が提出されておりません。

何回か訪問・電話いたしましたが、ご連絡がつかない状態が続いております。

収入の申告は生活保護受給中の義務となります。 このままですと、適正な保護の実施、保護の継続が 困難になりますので、必ず△月△日までに提出くだ さいますようお願いいたします。

来所の前には必ず下記担当までご連絡ください。

なお、提出がない場合には保護費を窓口支給に切り替えさせていただきますので、ご承知おきください。

○○市福祉課保護係担当 □□○○-○○○○-○○○

令和○年○月○日

●● ■■ 様

○○市福祉事務所

暑い日が続いておりますが、お仕事の方はいかがでしょうか。

本日は収入申告の件でご連絡いたしました。

先日お願いしました**8月分の収入申告**が、まだい ただけていない状態です。

お忙しいとは思いますが、**▲月▲日までに**提出いただくようお願いいたします。

何回かお電話、訪問させていただきましたが、お出にならず、心配しております。

この手紙をご覧になりましたら、下記担当までご 連絡ください。

○○市福祉課保護係担当 □□○○-○○○-○○○

#### この2つの文書について、どのように感じましたか?

出典:委員作成資料 35

#### Ⅱ. ケースワーカーとしての心構え

### 3. 組織的対応の重要性

- ケースワーカーの業務は、突発的な対応が求められることが多くあります。事務処理や対人 援助を含め、ケースワーカー1人で全てに対応することができない状況に置かれることは、 ごく当たり前のことです。
- ここまででも確認したように、生活保護業務は、福祉事務所という「組織」として行うものです。だからこそ、1つひとつの判断には明確な「根拠」が必要であり、1人で判断することが難しい場合には、必ず組織的対応による判断が求められます。



確認しておきましょう

#### 円滑な「報連相」のための工夫

~「忙しそうだから相談しづらい」を乗り越えるために~

#### 面接時等のトラブルへの対処方法

~初期段階で適切に対応するために~

- Ⅱ. ケースワーカーとしての心構え
- 4. 講師からのメッセージ「仕事のやりがい」

【自由に記載して下さい】

講師あるいは職場の2年目以上の職員より「ケースワーカーとしてのやりがい」を感じたエピソードを紹介

# 生活保護制度の意義・目的

- 生活保護制度は、憲法第25条の生存権を具現化したものであること
- 生活保護制度は、すべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、 その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする ものであること

# ケースワーカーとしての心構え

- ケースワーカーは、生活保護法の目的を達成するため、最低生活保障としての保護費の支給と、自立の助長のための相談援助・自立支援の実施を通じて、住民が当たり前の暮らしを送るための権利や命を守る立場にあります。
- 「生活保護問答集について」や「生活保護実施の態度(生活保護手帳)」を踏まえ、保護の決定実施に当たって、常に生活保護の理念に立ち返って考えましょう。また、相談者や生活保護を受給される方をかけがえのない1人の人として尊重するとともに、その立場や心情をよく理解し、良き相談相手になりましょう。
- ケースワーカー<u>**1人で抱え込まず</u>、不安も含め上司、同僚に<u>相談しましょう</u>。</u>**

### 本研修の獲得目標の再確認

✓ 生活保護制度の意義・目的を理解し、ケースワーカーとして 仕事に取り組む上での心構えを理解する

#### 講師からのメッセージ

#### (記載例)

生活保護制度の意義・目的と、ケースワーカーとしての 心構えについて学びました。

ここで学んだ制度の正しい意義・目的に基づく ケースワークと制度の運営が 「生活保護を受給される方の自立助長」だけでなく CWのみなさん自身が「安心して働ける」ことにも つながっていきます。

ここで学んだことを意識しながら、 明日からのよりよい仕事につなげていきましょう!

# 獲得目標の確認と振り返り

#### 獲得目標の達成度

「はじめに」を適宜確認しましょう

- **▶** 達成度 → 達成! ・ まあまあ達成! ・ もう少し! ・ いまいち!
- **▶** なぜそう思いましたか?理由を書いてみましょう

#### 学べてよかったこと・もっと知りたいこと

#### 明日からの仕事に活かしたいこと

### 出典・参考図書・文献

# 【教材作成に用いた資料】

これらの書籍・文献にも目を通してみましょう

- 生活保護法(e-GOV 法令検索)
- 社会福祉法(e-GOV 法令検索)
- 社会的包摂サポートセンター編『相談支援員必携事例で見る生活困窮者』中央法規出版,2015年.
- 一般社団法人日本ソーシャルワーク学校教育連盟編『最新 社会福祉士養成講座 4 貧困に対する支援』中央法規出版,2021年.
- 新保美香「ケースワーカーのための対人援助技術」『令和6年度生活保護ケースワーカー全国研修会 資料』厚生労働省社会・援護局保護課,2024年8月.
- 『生活保護手帳 2024年度版』中央法規.
- 『生活保護手帳 別冊問答集 2024年度版』中央法規.
- 厚生労働省社会・援護局保護課『生活保護における相談対応の手引き』,平成21年3月.

# 【参考図書・文献】

- 岡部卓『新版 生活保護ソーシャルワーカー必携 生活保護における社会福祉実践』全国社会福祉協議会,2014年.
- 新保美香『生活保護実践講座 利用者とともに歩む社会福祉実践 』全国社会福祉協議会,2018年.

# 【執筆】

• 国立市健康福祉部 生活福祉担当課長 左川倫乙 (p.35)